慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「小農論」批判の一視点：とくにEd. David; Sozialismus und Landwirtschaft, Zweite umgearbeitets und vervollstndigts Auflage, Leiozing 1922.について
Sub Title	A critical view on the opinion favouring small holdings with special reference to Ed. David, "Sozialismus und Landwirtschaft," second, revised and enlarged edition. Leipzig, 1922.
Author	常盤, 政治
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.11 (1952. 11) ,p.757(19)- 786(48)
JaLC DOI	10.14991/001.19521101-0019
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19521101-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

化せられた商品、有名商標品、規格品の取扱が容易であつて、無名商品、未知の商品は概してその取扱が困難である。

購買組合または消費組合は發展して連合組織の系統機關をもつに至ると、やがて生產工場を直營して生產部門の支配にまで乘り出そうとするに至る。イギリスの卸賣組合が多數の工場その他の生產經營をもち、わが國の產業組合の全國購買連合會（全購連）もかつて直營工場をもつた。しかしながら消費協同組合の生產支配は、商業附屬の簡單な加工業かあるいは、消費に近接した產業部門に限られ、（近藤康男著「協同組合原論」八三―八六頁）その支配の限界は低度のものといわざるを得ない。これは既に述べた協同組合の本質上明らかなことである。

次に配給組合が連合組織の系統機關をもつ場合、卸賣組合たる上位系統機關がいかなる程度にその機能を發揮し得るかについて考うるに、かつてのわが國產業組合の實證的研究によれば組合の取扱總量は上位系統機關に至るに從つて減少し、その利用度が低下する傾向がみられる。（向井鹿松著「產業組合經營論」五〇―五〇八頁）これは物資の種類によつて組合員の員外取引の不可避性を示すものであろう。かかる傾向は同じく生產物の販賣組合の系統機關利用率においても同樣の結果が示されたのである。

以上によつてわれわれが結論し得ることは、協同組合は資本主義の所產であり、資本主義社會に固有に存在する非資本主義的要素たる經濟的弱小者の資本支配に對する協同防衛の手段としての役割をもつものであること。從つてそれは社會政策的目標をもち得るとしても、社會改革の理想をもかかげることはその本質を忘れた逸脫であること、この意味において協同組合は本來助成協同體であるべきで、その經濟活動の重點は流通面にあつて、配給活動を主たる使命とする。協同組合の配給活動はその本質上資本主義的商業の活動に不適當なる部門であつて、協同組合經營の特質に適合する分野において成功を收め得るということである。

「小農論」批判の一視點

――とくに Ed. David; Sozialismus und Landwirtschaft, Zweite umgearbeitete und vervollständigte Auflage, Leipzig 1922. について――

常盤政治

一　「小農論」批判の現代的意義

一九四五年一二月九日附の「覺書」によつて、「民主化促進上經濟的障害を排除し、人權の尊重を全からしめ且數世紀に亙る封建的壓制下日本農民を奴隸化して來た經濟的桎梏を打破する」目的をもつて行われた農地改革は「完了」し、この「永く靑史にとどむべき大事業」の「全貌に關する記錄」は既に公刊されている。（註1）かくて農地改革の遂行は全面的に終止符を打たれ、小作農は自作農となつたのであるが、その後の動向は「自作農創設特別措置法」第一條の「目的」を達成しているとは決して言い得ないのである。そのような農業をその基柢にもつた日本は、民主主義の扮裝の下に斷えずファシズムへの傾向を辿つて來たのであるが、講和條約調印後、特に最近に到つては一段とその度を强め、「國家の名譽にかけ全力をあげて……崇高な理想と目的を達成することを誓」つて公布された第一條の憲法は「改正」にまでもつて行かれようとしている。かかる時局にあたつて我々は、ワイマール憲法下、ドイツ社會民主主義の辿つた末路を想起して戰慄をおぼえざるを得ない。

農地改革は「從來絶對に手をふれることの出來なかつた地主の土地所有權に對して直接の強い干渉を加え」[註2]たものではあるが、それは戰時中に激化した日本農業の構造的危機の内に、從つて日本資本主義の構造的危機の内にその内的必然性があつたのである。それ故に農地改革は日本資本主義の「基礎構造の根底にメスを入れ」[註3]たものであるとは言いながら、そこにはおのずから限界があつたわけである[註3]。從つて、自作農創設が我が國農業政策の基調である農本主義と結びつくとき、そこにファシズムの社會的基盤が再び與えられる可能性は充分にあると考えられる。ワイマール憲法下一九一九年八月一一日の帝國植民法（Reichssiedlungsgesetz）を中心とした諸法規による新しい農民經營の創設、農業の協同組合的組織化等々をめぐる Eduard David の「小農論」が、第一次大戰後、ドイツ國家獨占資本の復興過程における社會民主黨の農業政策として如何なる役割を演じていたかを考察することは、我が國從來の農本主義的農業政策と日本資本主義との關連を理解する上にも幾多の示唆を與えるであろう。本稿はこのような見地に立つて、David 農業理論の實踐的意味を檢出しようとする試みであるが、それに先立つて、小農の「技術的優越」――David はこの立場に立つ――を否定して、他の理由を掲げている小農存續に關する若干の見解を考察してみたいと思う。

（註1）農地改革記錄委員會「農地改革顚末概要」昭和二六年八月。
（註2）我妻榮・加藤一郎著「農地法の解說」九頁。
（註3）小池基之著「農業近代化の理論」四七頁。
（註4）大谷省三稿「農村における半封建性の殘存について」（「經濟評論」昭和二五年六月號）二一頁、並びに近藤康男著「農地改革の諸問題」第一章參照。

II　小農存續の原因――Tschajanow の場合――裕正夫氏の場合

――「優劣比較論爭」の分析視點

農業經濟學上の諸問題の中最も世人の注目を惹いたものは大農と小農との優劣比較論であつたといわれる。そして長い間理論上のあらそいが續けられたのにも拘わらず、その結果が少しも決定的な斷定を與えなかつたのは、A. Tschajanow によれば、「問題の設定」が誤つていたからであるという[註1]。彼は次のように述べている。「此の根本問題を正しく究明せんと欲せば、「量的標準に從つて大經營と小經營とを比較對照してはならぬ。問題はむしろ、本質を異にする二種の經濟――資本家的經濟（Die kapitalistische Wirtschaft）と賃勞働者なき經濟（Die lohnarbeiterlosen Wirtschaft）の生存能力を質的に分析することにある」[註2]。そして農民的小經營が滅びないで却つてその地位を鞏固にしてきたのは、決してその技術的優越に基づくものではなくして、農民經濟の特殊な計算方法に基づくものであるというのである。即ち、「資本家的經濟では已にその結果を負（マイナス）に（損失に）計算せねばならぬ樣な事情の下に於ても、尙家族經濟ではその（特殊な）打算方法のお蔭でその經濟計算は正（プラス）の大いさとなることがある[註3]。これによつて農民經濟の著しき强靱性や抵抗力が闡明される。家族經濟は内部の均衡狀態の如何によりては、屢々甚だ低い勞働單位當り收益にも滿足し、從つて資本家的經濟が損失を被り死滅を宣告される樣な條件の下に於ても尙存在することが出來るのである[註4]。」「家計的消費（Personliches Verbrauch）換言すれば勞働力の恢復に用いられる金額は、資本家的經濟では物質的前拂資本の一部分を構成するが、家族經濟では、經濟主體の收入として表われる。……資本家的經濟における決定的動因は前拂資本にしてその資本の循環は客觀的規準によつて永く規定されるが、家族經濟における中心的支配的要素は、家族の内部構造、その主觀的特性、その他一系列の動因によつて決定せられる所の年勞働收益である[註5]。」このようにして農業における小經營存續の理由を說明している Tschajanow の理論は、小經營が何故存續し得るかの問題に對して一應の解明を與えるものではあるが、私經濟的原理が社會經濟學的原理によつて媒介されていないのが大

きな缺陷といわなければならない。從つてそのことは、すぐれて、價値論的な缺陷となつて現われている。曰く、「專ら自家勞働のみを使用する經濟活動が其の他の經濟活動と相異する所は、『經濟を營む人間が勞働により獲得し得る價値量が投下された肉體的勞働の量に相應する』という點である」(註6)と。しかし乍ら、農民經濟にとつての有利性が「利潤」によつてではなく、Tschajanow の言う如く、「欲望の滿足度と勞働の苦痛度との均衡狀態如何によつて定まるものである」(註7)とするならば、經營を貫いているものは價値ではなくて、使用價値である。または、その欲望が農民經濟の生產物の販賣によつて獲得される貨幣によつて充たされるものであるとするならば――事實そうであるが――農民經濟の欲望の滿足度と勞働の苦痛度との均衡狀態は、農產物價格の如何によつて決定されるといわなければならない。從つて、農產物價格が如何なる水準において決定せられるかの問題、卽ち、農產物の價値形成及び實現の問題が媒介項とされなければならない。とすれば農民經濟の「獲得し得る價値量が、投下された肉體的勞働の量に相應する」(傍點……引用者)とは言い得ないであろう。何故ならば、小農民的經營が支配的に行われているところでは、資本家的生產方法が支配的に行われているところに比較して、農產物の價格は低位にあるからである(註8)。

かかる價値論的な缺陷は別としても、自家勞賃部分が「支出」としてではなく、「收入」として計算されるというところに小農存續の原因があるとするならば、そのことは自家勞働を主とする零細工業においても同樣のことが言われるわけである。卽ち、資本家的經營と賃勞働者なき經營との打算方法の本質的差異は、決して農業部門プロパーの問題ではないのである。しかるに工業においては、大經營と小經營との「優劣比較論爭」が行われなかつたのに、何故農業においてのみそのような論爭が行われたのであろうか？　という問題が依然として殘されるのである(註9)。從つて Tschajanow の理論においては、農業における大經營と小經營との「優劣比較論爭」の實踐的意義は全く見失われてしまうであろう。

次に、小農存續の問題を Tschajanow の如く、「資本主義的經濟の法則からまつたく切りはなして、いわばこれを別個の次元の問題として片づけたりすることは許されない」(註10)として、Rosa Luxemburg を援用しつつ披歷する裕正夫氏の見解に移ろう。裕氏は、「ルクセンブルグの資本蓄積論は……後進國における資本主義と農業(あるいは小農民經濟)との關係を理論的に研究せるものとしてみるとき、われわれ當面の課題にとつて極めて示唆に富む見解である」(註11)とされ、「資本蓄積論」第三篇「蓄積の歷史的條件」を援用して、小農存續の必然性を論證しようとする(註12)。しかし乍ら周知の如く、Luxemburg は剩餘價値實現の「場」として非資本主義的環境を必要とすると言つているのであつてその場合彼女は決して非資本主義的小農民經營の存在のみを必要とすると言つているのではない(註13)。彼女においては、剩餘價値實現の「場」として必要なものは非資本主義的な農業でなければならないということはないのであつて、非資本主義的でさえあれば工業でも差しつかえないのである。だからこそ、裕氏にあつても、「後進資本主義は工業の內部にも中小企業を殘存せしめている」(註14)と言わなければならない論理的必然性があつたのである。しかるに氏は「小農に關する諸理論」の冒頭に述べているではないか。「後進資本主義國、たとえばドイツ、舊ロシア、日本などにおいては、その資本主義的商品經濟の發展にともなつて、とくに工鑛業部面では、資本家的大產業の發達がいちじるしかつたのに、農業部面では、小經營は、滅亡しなかつたばかりでなく、かえつて長く、獨特の生命の粘りをもつて存續している。……かかる現實に直面して、とくにこれらの國々においては、『農業における大經營と小經營との優劣論』として論議がまじえられてきたことは、周知のとおりである(註15)」と。何故に、農業においてのみ「大經營と小經營との優劣論」の論議がたたかわされたのであるか。資本蓄積のために非資本主義的環境の存在を必要とすると說く Luxem-

burg の理論からは、後進資本主義國が小農の存在を「自己存立の地盤とし、條件とせざるをえない」(註16)必然性は出て來ないのである。

かくして Tschajanow の場合と同樣に、硲氏の場合にも、農業においてのみ何故「大經營と小經營との優劣比較論爭」が行われたかの意味は解明されていないのである。小農存續の原因に關する論議は、土地所有をめぐる諸關係を抜きにしては論ぜられ得ない。E. David の目に映じた農業勞働過程の特質も、土地所有をめぐる諸關係と關連せしめて、初めてその意味をよく解明し得るところなのである。しかし、我々は、ここで再び、「農業における大經營と小經營との優劣比較論」を展開しようとするものではない。蓋し、この問題は、單なる「優劣比較論」としては既に論じつくされていると考えられるからである。

そもそも、「農業における大經營と小經營との優劣比較論」なるものは、それが實踐的な課題をもつて登場して來たものであつたかぎり、實踐的な政策視點を度外視しては解明され得ないであろう。かかる視點に立つてこそ、「優劣比較論爭」の實踐的意義も明かとなるのである。

（註1）Alexander Tschajanow; Die Lehre von der bauerlichen Wirtschaft, Versuch einer Theorie der Familienwirtschaft im Landbau, 1923. 磯邊秀俊・杉野忠夫共譯「チャヤノフ小農經濟の原理」二頁。

（註2）「前掲書」五頁。

（註3）その主なるものは賃銀部分である。卽ち、資本家的經營においては、賃銀は費用として計算されるのに、家族經營の賃銀部分は、「收入」として計算される。「前掲書」八〇―八一頁の例解參照。

（註4）「前掲書」八二頁。

（註5）「前掲書」一四二―一四三頁。

（註6）「前掲書」六八頁。

（註7）「前掲書」七八頁。

（註8）Vgl. Marx, Das Kapital, herausgegeb. V. Marx-Engels-Lenin-Institut Bd. III/2. S.858

（註9）工業においても「適性規模論」をめぐつて、論議が展開されたが、行論の中にも觸れる如く、農業においては土地所有をめぐつての資本蓄積の問題として取上げられなければならないのであつて、單なる經營比較の問題に解消されてはならない所以である。

（註10）硲正夫著「小農經濟論」一六七―一六八頁。

（註11）「前掲書」一九八頁。

（註12）「前掲書」第三頁第五節。

（註13）「少なくとも資本化さるべき剩餘價値および資本主義的生產物中のこれに對應する部分は資本主義社會の內部ではとうてい實現され得ず、無條件的に資本主義社會の外部で、すなわち、非資本主義的に生產する社會層および社會形態において、その買手を求めなければならぬ」R. Luxemburg, Die Akkumulation das Kapitals: Ein Beitrag zur ökonomischen Erklärung des Imperialismus. [Berlin, 1923. S. 281. 長谷部文雄譯岩波文庫版第三分冊五〇頁。

（註14）「前掲書」一九六頁。

（註15）「前掲書」九九頁。

（註16）「前掲書」一九七頁。

III "Sozialismus und Landwirtschaft,, 公刊の意圖――David の見た日本農業と我が國農本主義――「小農優越」の論理――土地收益遞減法則――「有機的生產」と資本主義の發達との關係

元國務大臣・社會民主黨代議士（Reichsminister a. D, M. d. R) Dr. Eduard David の主著「社會主義と農業」の改訂增補第二版が公刊されたのは一九二二年である。一九〇三年の初版には(註1)「第一卷經營問題（Erster Band: Die Betriebsfrage)」なる副題が附されていたが、第二版では、初版刊行の際に、第三卷として續けて公にすべく豫定されていた「所有問題（Die Eigentumsfrage)」をも含めて（第十六章）、「本書は……完結した全體として」現われたのである。(註2)それは、「農業における經濟的發展の相異なることの諸原因を剔抉し、そこから社會主義の理論と實際の實踐的結論をひき出すことをその課題とし」(註3)、當面の問題としては、敗戰とヴェルサイユ條約がドイツ國民に齎らした經

濟的苦境をば、國内の土地生産物を速かに増産することによつて克服しようとするためであつたのである。(註4)

Karl Kautsky の場合(註5)と同様に、この著作に最初の動機を與えたのは一八九三―一八九五年におけるドイツ社會民主黨の農業綱領運動が挫折したことであつた。當時ドイツ社會民主黨内における農業に關する見解は、あらゆる點で曖昧であつた。そこで、意見の鋭い對立が次々と生じて、實踐的農業綱領を樹立することが出來なくなつたのである。(註6)このことが社會主義運動の普及に對して大きな障碍となつた。(註7)そしてダヴィットによれば、「社會主義的文獻中、大きな役割を演じていた農業の發展傾向に關する謬見は、先ず第一に、農業自體の認識不足に基づく」(註8)ものであつた。そこで、彼は、ドイツ社會民主黨における農業經濟の研究及び農政論を第一章において歴史的に考察した後に、「有機的生産と機械的生産との本質的差異」を論じて、「占取(Okkupation)を加工と共に機械的生産の概念の中に總括し、それに對して農業生産を、有機的生産(Organische Produktion)として對立せしめる」。(註9)（傍點は原書イタリック體部分、以下引用文中の傍點は總べて原書イタリック體部分）

本書において、我々にとつて興味あることは、Die Pflanzenernährung を論じた第七章 §36. Die Betriebsformen in ihrem Verhältnis Erhaltung der Bodenkraft において、農業專門家として一八六一年、プロイセンの東亞研究旅行に參加した H. Maron の報告(註10)を援用して、日本農業の小經營に言及し、小經營の有利なること、小經營たらざるべからざることを論じていることである。即ち曰く。「日本の土地は五〇〇年以來、零細な『永小作人達(Erbpachtern)』によつて耕作されていて、その經營は、通常二―五モルゲンの大きさを出でない。『この小さな土地は用水路 (Zu-und Ableitungsgräben) によつて幾つにも切斷されているから、役畜がそこで有利に使用され得る程の大きさの農地は滅多に存在しない』(Maron)。それ故に、言葉の最も嚴密な意味において、手の栽培が肝要となつている。手の栽培は、この國を庭園程度の高度栽培となして、本州、四國、九州を含めた二八八、四〇四平方粁に、四千三百萬以上の人口を扶養しているのである。これは一平方粁に、約一五〇人ということになる。日本は生活資料も肥料も輸入しないのである。この出來ばえに鑑みて、Maron が次の様な命題を提唱するのは當然のことである。『全世界の土地耕作が、土地の分割と、密接に直接關係しているということは、北ドイツから英國を越えて日本に旅行すれば、その現實と意味が最初に目を惹く事實である。』(註11)（前掲書四四六頁）」。

ここに我々は David 農業理論が經濟學的考察ではなくして、生産關係を全く度外視した勞働過程の單なる農業技術的考察たることの證明(註12)の一つを見る。Maron が日本に旅行したのが一八六一年であるとすれば文久元年であり、箕作秋坪、福澤諭吉、福地源一郎等が、外國奉行竹内保德、松平康直に隨行してイギリス、フランスに派遣された年で、解體されつつあつたとはいえ、まさしく封建社會であつた。Maron の言う如く土地耕作技術上必要なるが故に耕地が細分されていたというよりは、寧ろ逆に、そのような技術水準が、封建領主の權力を支える物質的基盤となつていた土地所有關係によつて規定されていたのである。(註13)そしてそのような土地所有關係は、明治六年「地租改正」を契機として地主的土地所有の支配機構の中に繼承せられ、小經營の維持・育成が、まさに「國家の土臺」(註14)とされたことは周知の事實である。我が國の農本主義的な農業政策の基調はこのような關係にその基礎を置いていたのであつた。從つて我が國農本主義は土地所有關係を問題にせず、專ら農業の技術的側面にのみ目を注ぐ。そのことは我が國の農業生産力の増進の仕方に如實に示されているとおりである。David の「小農優越」論の基礎たる「農業の特殊性」=「有機的生産」なる「理論」は、このような我が國の農本主義理論と如何に類似していることか。(註15)唯異なることは、前者が「社會主義者」の「理論」という看板をもつて立ち現われているということだけである。

David の「小農優越」の論理は、次の如く圖式化することができる。

1、農業本來の生産過程は有機的生産過程である→分業の不完全
2、土地收益遞減法則←（＝農業の保守性）→生産性增進の停滯
　　ほど）→手の勞働が支配的とならざるを得ない
　　（大經營―雇傭勞働
　　（小經營―家族勞働
　　→機械の採用が限定される（集約度が高まる
　　→農民的家族勞働の優越（主として心理的要因）→農民的小經營の優越

農業においては製造業における樣には分業が行われ得ないということは既に A. Smith も指適しているところであり、土地收益遞減法則も古くから提唱せられていて、(註17) T. R. Malthus の人口法則の基礎に、D. Ricardo によつて地代の前提として置かれて以來、殆んど總べての經濟學者によつて無批判的に踏襲せられ、E. Varga によつてさえも地代の前提として置かれており、(註18) この法則が恰も農業獨自の法則かのように考えられがちなので、(註19) 若干言及して置きたいと思う。

David は土地收益遞減法則を「明白且適確な方法で表明した」最初の人として Anne-Robert-Jacques, Turgot を擧げ、(註20)「土地收益は、出費の追加的增加が最初から、前の出費よりもヨリ少ない生産物の增加しか齎らさないかのように理解してはならない。先ず第一に或一定の集約度段階から收益が最早その追加出費に比例しては增大しなくなるのである。この段階に至るまでは、新出費は以前の出費よりも相對的にヨリ高い收益を齎らすのである」(註21) と說明して、次の如くに言う。「工業の生産性に對して農業の生産性が停滯的である原因は、……まさしく土地收益法則に現われている有機的自然の保守主義（Konservativismus）にある。屢々生産增進的な變革によつて出費の生産性が改善され、正常段階（Normalstufe）(註22) が押し上げられるが、絕えず間もなく或一點に達すると、再び新たな壁に突き當つてしまつてその點からは生産物及び生産性を增進せしめることが出來なくなる。この法則は永久に決して除き得ないものであり、從つて生産性は自由に任意の高さにまで高められ得るものではないのである」と。(註23) しかしながら、收益遞增→遞減＝費用遞減→遞增の法則は決して農業に個有のものではなく、企業一般についても見られるところである。(註24)

ところで、土地收益遞減法則に最初の自然科學的な基礎を與えたのは、一八四〇年刊行の Justus von Liebig (1803—1873) の劃期的勞作「農業及び生理學に應用した有機化學（Die organische Chemie in ihrer Anwendung auf Agrikultur und Physiologie」であつた。しかしながら、一八五五年、これを五〇の命題に總括した "Grundsätzen der Agrikulturchemie")」の「最小量の法則（Gesetz des Minimus）」は、土地收益遞減法則が、「一定の技術段階の下において、という前提を置く場合にのみ妥當し得るにすぎない技術法則たることを敎えているものに他ならない。一定の技術段階の下では、この種の技術法則は如何なる生産部門においても見られるところであつて、決して農業に個有の法則ではないのである。從つてかかる「最高度に相對的なる『法則』」の存在をもつて、農業の特殊性＝停滯性を規定づけたりすることはできない。(註25) まことに、Malthus が William Godwin(1753—1836) に對してその鉾先を鈍めた年に「人口法則」の基礎を搖がす自然科學的解明が用意されていたのであつた。

ところが、David においては、土地收益遞減法則はその他の要因と相俟つて農業における機械の使用効果に制限を加え、農業勞働過程において手の勞働を主たらしめているのである。手の勞働が支配的なる農業においては、生産の心理的要素が物質的生産要素以上に、極めて重要な地位を占めていることが、多くの箇所で指摘され、小農民の「注意深さ」と「勤勉」が强調される。このことはまさしく、我が國の農本主義的小農論と同一の基調に立つもので

あり、「役々として勤勞し、その勞力の効果を出來る丈多く收めんことを期する」[註26]小農の謳歌となるのである。

次に、農業の本來的、生産過程は有機的生産過程であるといらうことであるが、勿論、我々は農業勞働のもつ技術的特質として、「有機的生産」といらうことを認めなければならぬ。まさしく、この「有機的生産」であるといらうこと、從つて、いまなお自然的制約の下におかれているといらうことが、近代社會において農業の資本主義的發展が工業のそれに比較して後れていることの原因ではある。しかし、そのような農業の資本主義的發展の停滯性を David の如く、農業勞働過程の技術的特質自體の中に宿命的なものとして規定してはならない。蓋し、農業が自然的な性質をなお多分にもつているといらうことは、農業の資本主義的な發展が緩慢であることの原因の一つであると同時に、農業生産力の發達の低いといらうことの結果でもあつたからである。從つて、そこに見られる農業技術の特殊性なるものは、現在の技術段階の下においてあたえられた一つの條件であり、いわば「後進性」あるいは歴史的につくりあげられた「後進性」にすぎないと考えられる[註27]のである。このことは、アメリカにおける「水耕栽培」によつて實證されるであらう。

（註1）この初版については、Lenin が「ドイツのプルガコフ」として既に批判している。大山岩雄編譯「農業問題とマルクス主義」參照。

（註2）David, Sozialismus und Landwirtschaft, Zweite umgearbeitete und vervollständigte Auflage, Leipzig, 1922. Geleitwort S. III

（註3）A. a. O., Geleitwort S. XI.

（註4）A. a. O., Geleitwort S. XII

（註5）Vgl. Kantzky, Die Agrarfrage. Stugart 1899. Vorrede.

（註6）David, a. a. O., Geleitwort S. III

（註7）A. a. O., Geleitwort S. III. Vgl. a. a. O. S. 26 ff.

（註8）A. a. O., Geleitwort S. VII

（註9）A. a. O, S. 45.

（註10）この報告は Liebig "Naturgesetz des Feldbau" 1865, S. 441. ff. に附錄として出版されている(David, a. a. O., S. 258.)。

（註11）David, a. a. O., SS. 258—9.

（註12）このことは David の唯物史觀の誤解に基づく。Vgl. a. a. O., S. 38 ff.

（註13）Vgl. Marx, Das Kapital, a. a. O., I/3, SS. 755—6.

（註14）「大日本帝國議會誌」第一卷一一六〇頁。

（註15）例えば横井時敬「全集」第二卷二五七—二六四頁、岡田温著「農業經營の再檢討」九五—九六頁を見よ。

（註16）An Inquiry into the Nature and Cause of the Wealth of Nations. The Modern Library, ed. by E. Cannan, 1937., P. 6. 大内兵衛譯岩波文庫版、第一分册二六頁。

（註17）Vgl. Marx, Das Kapital, a. a. O., I/2, S. 532. Note 325.

（註18）E. Varga, Die allgemeinen Grundlagen der Agrarfrage—Beiträge zur Agrarfrage, I. Band, herausgegeben unter Redaktion von E. Varga, S. 12 ff.

（註19）David はこの法則の故に malthus「人口法則」を全面的に承認している。「人口增加と食糧增加との間には、一つの自然法則的な內在的不調和が支配している」(a. a. O., S. 362)また曰く、「何故に、有機的生産の生産性は文化的に發達した健全なる人間の生殖に相應するほど速かに、且强力に高められないのか？……この法則（收益遞減法則—引用者）の中に、機械的生産と有機的生産との間の原理的對立が鋭く、はつきりとあらわれている」(S. 367) Vgl. a. O., Kap. XI. Die allgemeinen Gesetze der landwirtschaftlichen Produktionsentwicklung(S. 359 ff.)

（註20）A. a. O., S. 367.

（註21）A. a. O., S. 369.

（註22）Produktivitätsgipfel に達した段階を言うのであつて、その場合に費された勞働量を Normalquantum と言い、「單位生産物には……最小の勞働量が入り込んで行く結果、生産單位當りの收益は最大となる。この集約度段階から收益遞減法則が實際にあらわれはじめるのである」(a. a. O., S. 379)。

（註23）A. a. O., S. 392.

（註24）例えば中山伊知郎著「純粹經濟學」四九—五〇頁參照。

（註25）レーニン著、大山岩雄編譯「前掲書」八六頁以下、特に（註六二）參照。

（註26）横井時敬著「小農に關する研究」三五頁。

（註27）小池基之著「日本農業構造論」改訂版三一四頁。

四　「小農優越」の實證と人口政策的效果——土地改革法規と植民運動

——廣汎な小農存在の意味するもの

David は農業においては小經營が優越しているということを「有機的生産」なることをもつて「解明」し、農業小經營の國民經濟的能率を實證的に示すべく、シュヴァイツェルン農民協會官房長官 Dr. Ernst Laur 教授の調査を引用して結論する。「農業經營が小さければ小さい程……益々國民全體の總所得をヨリ高めている」(註1)と。

Laur 教授の調査の結果はシュヴァイツェルンの特殊事情に基づくものであるという駁論に對しては、Max Sering の見解や(註2)、Guido Krafft の言葉をもつて(註3)反駁している。農業小經營のヨリ高い生産能力 (höhere Leistungsfähigkeit des landwirtschaftlichen Kleinbetriebs) に關する彼等の見解の全面的正しさを實證するために、東プロイセンの移民農民の收入狀態に關する資料(註4)、並びに、西プロイセン及びポーゼン地方の資料を示し(註5)、總括して次の如くに言つている。「土地耕作の集約度については、農民的獨立經營が大農業を全面的に (auf der ganzen Linie) 一蹴している。……限られた面積で追加價値量 (steigende Wertmassen) を生産するためには、小經營がすぐれて適任である(註6)ことを示している。」ここに敗戰によつて領土を失つたドイツ國家復興のための基礎として David が彼の「小農論」の現代的重要性を强調する根據の一つがあつたのである。(その場合のドイツ國家が國家獨占資本主義體制としての國家であつたことは云うまでもない。)そして David によれば、そのような小經營では土地が集約的に利用され、「勞働集約的な多くの家畜」が飼育されるから、「それが反作用して、農地の生産力がヨリ高度に緊張される(註7)」というのである。そこで「人口政策的效果 (Die bevölkerungspolitische Wirkung)」の觀點からも、「小農民的經濟體制は、それ故に、ヨリ大なる農業人口のみならず、稠密なる工業人口をもその國にひきつけて維持する(註8)」ということになるのである。これに反して、「農業大經營は、人口の增加を阻害し、大經營がつくり出し、大經營でやしなわれている人間は概して健康と文化的才能において、農民的家族經營で生産され、農民的家族經營でやしなわれている人材に比して、遙かに劣っているのである。それ故に、その國にヨリ多くの人間を、そして都市と農村に健全なる人間をと望むならば、道は唯一つあるのみ。大經營を犧牲にして農民的家族經營を增加すること即ち之である(註9)」。

そして戰爭と敗戰を通じて、「全面的に土地耕作を集約化すること——これが、ドイツにとつて現下の大きな國民經濟的至上命令」となつたわけである(註10)。かくして、一九一九年「月二九日には帝國植民規則 (Reichssiedlungsveordnung)(註11)、同年八月一一日には帝國植民法、次いで帝國植民法施行法 (Ausführungsgesetz zum Reichssrediungsgesetz)(註12)(註13)が公布され、小農民經濟の創設は、「一貫した法制的根據」をもつて現實に移されることとなつた(註14)。そこで David によれば、「小經營の必然的沒落」という「最も頑迷な純理主義 (verbohrtester Doktriarismus)」は否定され、「小土地所有の必然性と有用性の承認 (Anerkenung der Notwendigkeit und Nützlichkeit des kleinen Eigentum am Boden)」が「實踐的意味を贏ち得る」ことになつたのである(註15)。かくて David はほこらしげに言う。「ドイツ社會民主黨は、革命後農民經營と小土地所有者の新創設 (Neuschaffung) を當面の目的としてきたように、……正しい道を充分に知つていた(註16)」と。

なるほどこの植民運動は、第一次大戰後の「プロイセンドイツにおける地主階級及びその亞流の支配的地位の基礎となつていた(註17)「半封建的な經濟的秩序の强力な稜堡」に手を入れようとしたという意味においては、「進歩的(?)」な意味を有していたと言えるかもしれないが、それは、プロイセンにおける地主階級の勢力が獨占資本に從屬＝癒着して行く過程にすぎなかつたのである(註18)。ワイマール憲法一五三條、特に一五五條の土地所有權に對する制限の規定、及

び帝國植民法による大土地所有への壓迫は、ドイツ國家獨占資本が資本主義の一般的危機の段階においてとらざるを得なかつた一つの政策に他ならなかつたのである。戰時中、さらに戰後を通じて愈々激しくなつたインフレーション——從つて農産物價格の騰貴——による生活水準の低下に對する勞働者階級の攻勢を緩和するためには、「大土地所有に對する國民經濟的な辯護は存在」し得なかつたのであり、「それは社會的及び民主主義的倫理概念の點からと同樣に生産の立場から公安を害すると看做さなければならな」かつたのである。（註21）このことは、若干の相違はあるが、中央黨、ドイツ人民黨、及びドイツ國民黨が、いずれも植民運動に贊意を表明していることによつても明かであろう。（註22）從つて植民法による大土地所有への「壓迫」は David の考えていた如く農業の社會主義化への道ではなかつたこと勿論であるが、植民法の實施自體が大經營を犧牲にするどころか、却つて大經營に有利なように利用されたのであつた。詢に、「經濟生活の鋭い利害對立を認めている」（註23）David は、「單なる法律的規定は、決して新しい權利を創出し得るものではない」（註24）ことを知らなければならなかつた。

この帝國植民法の性格と効果は、その實施過程の中に如實に示されている。即ち、「大土地所有者の支配下にある強力な行政は、あらゆる方法で、この法律の實施を怠り、それが廣汎に行われる場合には、小移民にとつては實際上不可能なほど高い補償を認めた。大土地所有者達自身は、植民地の割當（die Zweisung von Siedlungsland）を要求する總べての隣人（Anlieger）に對して苛酷なテロを行使するために彼等の權力を利用した。即ち、小作契約の解除告知、材木や飼料の販賣拒絶、飼育動物使用權の拒絶等によつて、植民の申込を撤回することを餘儀なくした。しかしながら、これらの總べてよりもヨリ重大なことは、不可缺の建築物資本及び經營資本に對する配慮が全く缺除していたことであつた。このことが、植民しようとする多數の者にこの法律の規定を行使することを不可能にした。そしてそのことを阻止する何らの努力もなされなかつたのである。『公益植民協會（gemeinnützigen Siedlungsgesellschaften）』も役に立たず、折にふれて——特に、引受けた土地にある森林の伐採によつて——非常に金を儲けはしても、公益事業はなさなかつた。かかる事情のために、この大規模な運動は、實に笑止千萬な結果となつたのである。一九二一年までにプロイセンにおいては、四四四七の新植民（Neuansiedlung）が創設され、五四七六二の過小及び小經營が土地の配分を受けて擴大されたが、その結果は現存の過小及び小經營の三%が植民運動一般を要求しようとしなくなつただけである。一九二〇年（植民運動の最高點）に、プロイセンでは八〇、〇〇〇ヘクタールの土地が賣渡されたが、それは要するに、大經營の面積の一%を餘り超えるものではなく——その中三〇、〇〇〇ヘクタールは、平均六ヘクタールの小農民地、即ち完全なる Ackernahrung のために充てたが、五〇、〇〇〇ヘクタールは一ヘクタール面積宛に植民農地に充てられた——、從つて、植民地について云えば、その所有者達は必然的に彼等の勞働力を近隣のユンカーに賣らねばならないのであるが、同時に、その土地財産のために勞働者身分に轉換することが妨げられているのである。このことは——分割された大經營で失業となつた勞働者に對して配慮が拂われていない場合と全く同樣に——農村勞働者をして全植民運動に可成り反對させることに寄與したのであるが、かかる反對は、ドイツ農村勞働者同盟（DLV）の社會民主主義的指導からもあらわれてくる筈であつたのである（ドイツ農村勞働者同盟の一九一九年一二月會議の議事錄〔同盟刊行物四卷〕を見よ）。（註25）

以上によつて明かな如く、David が高く評價しているところのこの植民運動の創り出したものは、ユンカーのための勞働力の給源としての過小經營に他ならなかつたのである。かかる過小農民の存在は單に大經營のための勞働力の給源となるばかりでなく、農村勞働者の賃銀引下げのテコとして作用し、更に、日傭勞働者と大農民との間の間隙

を聚ぐるものとして、基本的階級關係を曖昧にするためにも有用であつたのである。[註26] だからこそ Goltz も「最も熱心に、大土地所有者達に對して、その勞働者達に土地所有の獲得の機會を與えることを忠告した」[註27] のである。それ故に農業に小經營が廣汎に存在しているということは、小經營が大經營に優越していることの證明とはならない。寧ろ、それによつて大經營の勞働力が保證されていることを意味するのである。[註28]

（註1） David, a. a. O., S. 411.

（註2） 「土地耕作のあらゆる部門において、中及び小經營は大經營と同じ程度に合理的に經營されているのであり、……工業の發展とは全く反對に、土地耕作の集約度が進むと、大經營に對して小經營が非常に本質的な優越性を與えられることは疑うべくもない。」 M. Sering "Die inner Kolonisation im ostlichen Deutchland" Leipzig, 1893. S. 9 1(David, a. a. O., S. 412)。

（註3） 「ドイツの諸事情にとつては、小及び中土地所有が廣汎に存在していることが望ましいと云うべきである。蓋し、穀物生産部門においても家畜生産部門においても、小所有が大所有よりも優れているからである」 Kraffts Lehrbuch der Ladwirtschaft. Betriebslehre. 10 Auflage, bearbeitet V. Prof. Falke S. 47 (David, a. a. O. S. 412)。

（註4） Sehe David, a. a. O. S. 412 ff. Vgl. "Die volkswirtschaftliche Bedeutung von Groß- und Kleinbetrieb in der Landwirtschaft" Von Dr. Erich Keup und Richard Mührer. Mit einer Einleitung von Prof. Dr. O. Auhagen Berlin 1913.

（註5） Sehe David, a. a. O., S. 422 ff. Vgl. ,,Zwanzig Jahre deutscher Kulturarbeit" Berlin 1907.

（註6）—（註7） David, a. a. O., S. 426.

（註8） A. a. O., S. 455.

（註9） A. a. O., SS. 458—9.

（註10） A. a. O., S. 686.

（註11） この「規則」の中に「既に後の帝國植民法の本質的諸規定が含まれていた」(David, a. a. O., S. 632.)。

（註12） 本法は「先ず第一に、植民地の調達に關れている。その方法は次の四つである。(1)分割すべき國有地を準備すること。(2)沼澤地及び荒蕪地を加えること。(3)私有地が買却されようとするときには、國家の先買權によつてその土地を獲得すること。(4)大所有の農業平地の一部を收用すること」。第二に、獲得された土地は、既に存在している小經營の擴大、及び新しく農民的所有を創設することに充てること。第三に、農村勞働者には一片の土地を小作又は所有として賦與することが規定されている。(David, a. a. O., S. 633) なお、收用對象となる土地は一六條に規定されている (Sehe David, a. a. O., S. 674 ff.)

（註13） 帝國植民法は大體において植民のための土地調達問題に關する基本法であるが、この「施行法」はそれを補うものであり、その最も主なるものはプロイセンの「施行法」であつて、一九一九年一二月一五日に公布された。それは開發局 (Kulturämtern) が、零細な植民業務、即ち勞働者、小所有者及び住宅地希望者 (Heimstattenbewerbe) のために小作地又は所有地を調達してやることを規定している。このことに關連して、プロイセンの官廳組織を改革補整する目的をもつて、既に一九一九年七月三日土地開發廳に關する法律 (Das Gesetz über Landeskulturbehörden) が出ている。 Vgl. David, a. a. O., S. 635 ff.

（註14） 植民による農民的經營の創設は、勿論戰後に初めて始められたものではない。既に戰前において對ポーランド政策として、一八八六年四月二六日「西プロイセン及びポーゼン二州におけるドイツ人植民の促進に關する法律」に基づいて行われてはいた。 Sehe David, a. a. O., § 47. Vgl. Willy Wygodzinski, Agrarwesen und Agrarporitik(邦譯、山田勝次郎、東畑精一共譯「ヴイゴドヂンスキー農業政策」第二章第四節第三項)。

（註15） David, a. a. O., S. 656.

（註16） A. a. O., S. 668.

（註17） A. a. O., S. 621.

（註18） 「ドイツの十一月革命は……國家機構の上に久しく生き永らえて居た貴族階級の權力を排除し、プルジョアジイを獨裁君主となした」(ベッカー著「ドイツ大革命史(一卷)」三頁)。

（註19） Sehe David, a. a. O., S. 670.

（註20） Sehe a. a. O., SS. 674—5.

（註21） David, a. a. O., S. 675.

（註22） Vgl. Rudolf Gerber: Deutschland "Beiträge zur Agrarfrage" I. Band, herausgegeben unter Redaktion von E. Varga, 1924, S. 170 ff.

（註23）—（註24） David, a. a. O., S. 538.

（註25） R. Gerber, a. a. O., SS. 175—6.

（註26） Vgl. Roscher, Nationalökonomik des Ackerbaues, S. 176

（註27） Kautsky, a. a. O., S. 316. 邦譯岩波文庫版一四七頁

（註28） 即ち、ここでは、小經營が廣汎に存在しているとい

うことは、農民の半プロレタリア化が進行していることを意味し、農業においても「集中化理論」が特殊な形態をとりつつ貫徹していることを意味する。だからこそ、大農の優越を主張する Kautsky も後に、その "Die materialistische Geschichtsauffassung" において「資本主義的生産方法の繁榮につれて、資本主義的支配に代る社會主義的支配の見込は益々良好となる」と說いていわば「組織された資本主義」の線に合流して行くことが、論理的に可能ならしめられたのである。

五　小農民經營の協同組合的組織化——勞農提携の論理

——「勞働協同體」的指導理念

大農優越論者によつて强調されるところの「大經營の商業上の利益」(註1)に對しては、小經營も協同組合的組織によつて大經營が有していると同樣の利益を享受し得ると David は主張する。(註2)

農業生產は有機的なるが故に、集中的な大經營が有利となるところは決して本來的農業生產過程においてではなく、「生產手段の調達並びに、收穫された生產物の加工及び販賣、要するに農業經營の商業上の Umkleidung」(註4)の過程(註3)においてのみである。それ故に、そのような商業上の利益は、生產者協同組合組織（生產手段の調達）、農業加工部門の協同組合化、農業販賣勞働の協同組合化等(註5)(註6)(註7)によつて、小經營も大經營と同樣の大購入販賣及び加工の利益を得ることができるという。しかし乍ら、「協同組合は單に小經營のみならず、大經營にも有利」(註8)なのである。しかもエルフルト國民社會黨大會において（一八九七年九月）牧師 Göhre が協同組合に關する彼の報告の中で、「大土地所有が農業協同組合を支配し、且つこれを自分の目的に利用せんとする恐れあることを公言した」(註9)ことを想起すれば、「協同組合制度は……決して大經營の小經營に對して有する優越を排除する手段を表わすものではなく、却つて反對にそれは、往々にしてこの優越を大ならしむる手段ですらある」と云うべきであろう。(註10)協同組合構成員の階級關係は、David においては問題とされていないのである。(註11)階級關係を隱蔽し、農民團體なる名稱の下に農業協同組合を全農民的規模において組織化して、それを都市賃銀勞働者の消費協同組合と調和せしめることによつて、勞農の提携を實現せしめようという論理構造なのである。農產物の賣手としての農民と買手としての都市賃銀勞働者大衆との「對立關係」(註12)は「農業協同組合と消費協同組合との間の緊密なる結合を通じてのみ解決される」と言うのである。かくして、「農業生產者組織と非農業的消費者組織との結合」に「人口扶養の領域における資本主義的利潤營業の克服」という共同使命が課せられ、(註13)「組織された生產者達は、組織された消費者達と價格について協調しなければならない」(註14)と說かれる。そして、「一九一八年、二つの最も大きな農業協同組合聯合會、卽ち帝國聯合會 (Reichsverband) 及びライファイゼン聯合會 (Reiffeisenveband) と、ドイツ消費組合中央聯合會 (Zentralverband deutscher Konsumvereine) との間に交渉が行われたことによつて、生產者協同組合と消費者協同組合との直接取引の問題が、バムベルクでのドイツ農業協同組合の議事日程（一九一九年九月）に登つた」(註15)ことを指摘し、その模樣を次の樣に語つている。「新聞通信員、Dr. Pietsch 局長 (Dir. Dr. Pietsch-Halle a. S.) は、このことの重要性を次の樣な言葉を以て表明した。『生產者組織と消費者組織との間の、この大規模な直接取引の開始とその計畫的發展こそ、現在、農業協同組合活動が直面している最も重要な問題であると私は思う』と。ドイツ消費組合中央聯合會代表として、バイエルン檢查協會 (Der bayrischen Revisionsverband) 會長、Hammerbacher-Erlangen は消費組合側はこの大事業に喜んで協力する用意のあることを表明した。次の決議案が滿場一致で可決された。『國民經濟上不必要であり、且値上げをするように作用する中間商人を遮斷して、生產者聯合と消費者聯合との間で

直接取引をすることは、節約的經濟樣式の原理（Gründen sparsamer Wirtschaftsweise）から將來益々必要である。直接取引が計畫的に生產者團と消費者團との一定の協定に基づいて行われる場合にのみ、徹底的成果が納められるのである。かかる協定の締結は、直ちに軌道に乘せられ、そして統制經濟（Zwangswirtschaft）が撤廢されて時機が到來したら直ちに廣汎な基盤において採用實施せらるべきである。生產者聯合と消費者聯合との直接取引のために、經濟生活の新秩序に關する法律的措置（gesetzliche Maßnahmen zur Neuregelung des Wirtschaftslebens）によつて（例えば Kommunalisierung）混亂を生ずるには及ばない、それどころか却つて、生產者側及び消費者側の共同經濟的諸協同組合は、各々の努力によつて、それぞれの方向に向つて運營されるにちがいない。生產者聯合と消費者聯合は、兩者の組織が從來よりもヨリ良くなる場合にのみ、その目的を達成するのである。生產者側においては、先ず第一に、農民が極めて廣汎にしつかりと結びついて、協同組合的販賣組織に一つの廣汎な且强力な構造を與えることに懸つている。

帝國聯合會は、その諸機關において、この目的の實踐的實現化方法を確定し、消費者聯合と親交を結ぶことを委任される』（一九二九年ドイツ農業協同組合帝國聯合年報一六三頁）[註16]。

かくして、David によれば、將來農業協同組合的諸組織と消費協同組合的諸組織との間に計畫的な經濟取引が行われるようになれば、中間商人の介入は遮斷され、協同組合による生產物の加工も發達するから、資本主義的な生產者も排除されることになるというのである[註17]。從つて、生活資料の賣手と買手として鬪爭する「農民と勞働者達は、經濟的利益の共同の地盤の上に結合されなければならず、そして、その地盤は協同組合である」[註18]というわけである。そこで、David においては「日々の食糧を全國民に供給するという大問題を解決する」ために、協同組合を階序的全國的に組織して「國民扶養の共同經濟的組織（Die gemeinwirtschaftliche Organisation der Volksernährung）を作り上げなければならない」[註19]ということになるのである。

次に、農村勞働者の組織團體としてのドイツ農村勞働者同盟の活動については、次の樣に述べている。「我が國民に與えられている危機の時代に、……その志向の最高の正しい目標として、全經濟を促進することを認識していて、この立場から、ドイツ農村勞働者同盟は、國民の扶養、全體の福祉等を顧慮しない共產主義の山猫鬪爭への煽動（die communistischen Hetze zu wilden Streiks）に對しても、決然として對立しているのであり、出來得る限り、合議（Vereinbarung）の方法で賃銀鬪爭を解決することに努め、……農業雇傭者と農業被傭人との間の中央勞働協同體（zentralen Arbeitsgemeinschaft）の實現のためにも努力した」[註20]。

ここに我々は、ドイツ社會民主黨の「勞働協同體」なる指導理念の農村への滲透を見ることができる。この「勞働協同體」なる思想は、ドイツ勞働組合總同盟（ADGB）においても、一九一八年一一月一五日成立した「中央勞働協同體」に參加以來、ニュールンベルグ大會（一九一九年）、ライプチッヒ大會（一九二二年）で支持せられていたのであつた。その後一九二二年初頭、その反社會主義的傾向のために、ドイツ勞働組合總同盟をして「中央勞働協同體」からの脫退を餘儀なからしめ、形式的には「勞働協同體」そのものを終焉せしめたとはいえ[註21]、この「勞働協同體」なる指導理念こそは、その後も、經濟民主主義＝「組織された資本主義」[註22]の理論的扮裝の下に、ドイツ社會民主黨の理論と實踐を貫いたものに他ならなかつたのである。それ故に、農業部門においても、「ドイツ國民經濟の再建はあらゆる經濟力を共同體的に統合することを必要とするという認識」[註23]の下に、「生產政策的理論」に基礎づけられて、「組織された資本主義」の一環として「組織化」が押し進められて行つたのもまた當然と言わなければならなかつたのである。

（註1）「如何なる領域においても、商業に於けるほど大經營の小經營に對する優越が大なる所はない」Kautsky, a. a. O., S. 100. 邦譯、岩波文庫版上卷一七七頁 Vgl. "Das Kapital" a. a. O., III/1, S. 326.

（註2）David, a. a. O., Dreizentes Kapital

（註3）英國の消費協同組合は一〇年間、本來的農業生産を試みているが、その結果は成功を納めてゐない（David, a. a. O., S. 483）。

（註4）David, a. a. O., 489.

（註5）A. a. O., § 60. S. 489 ff.

（註6）A. a. O., § 61. S. 494 ff.

（註7）A. a. O., § 62. S. 509 ff.

（註8）Kautsky, a. a. O., S. 117. 邦譯上二〇四頁。

（註9）A. a. O., S. 121. 邦譯上二一一頁。

（註10）Sehe Kautzky, a. a. O. S. 121 ff. なお、我が國の、明治二十四年信用組合法案、同三十年第一次産業組合法案、同三十三年産業組合法の母法は、プロシャの Gesetz, beitreffende die Erwerbs und Wirtschaftsgenossenschaften, 1872, 1896, 1923, であつたことを想起し、その實踐的役割を考えるべきであろう。これに關しては、立田信夫著「日本産業組合論」（井上晴丸著「日本協同組合論」）參照。

（註11）David は協同組合の數の增大して行くことだけを指摘しているにすぎないのであつて、その階級構成を殆んど示しておらずそれを示しているのは僅かにデンマークの酪農協同組合についてのみである。（A. a. O., S. 497.）しかし、David の屢々掲げる「理想國デンマーク」の農業の基礎には「大および中資本家的農業が横たわつている」（Lenin）ことを忘れてはならぬ（「農業問題におけるマルクス主義の反對者の立場より見たる『理想國』」―前掲「農業問題とマルクス主義」二〇八頁以下參照）。

（註12）David, a. a. O., S. 513.

（註13）A. a. O., S. 513.

（註14）A. a. O., S. 514.

（註15）A. a. O., S. 521.

（註16）A. a. O., SS. 521―2.

（註17）Sehe a. a. O., SS. 522―3.

（註18）A. a. O., S. 528.

（註19）A. a. O., S. 530.

（註20）A. a. O., S. 582.

（註21）服部英太郎著「ドイツ社會政策論史（上）」一九頁。

（註22）その代表的なものは R. Hilferding, Probleme der Zeit.（Die Gesellschaft, I. Jahrg., 1924, Nr. S. 1 ff）とされている。

（註23）David, a. a. O., S. 584.

六　「生産力向上政策」の基盤としての「小農論」と「組織された資本主義」

――社會主義の目標と三つの核心的思――想社會主義の本質と社會民主黨の使命――"Sozialismus und Landwirtschaft,, の結論

以上によつて既に明かな如く、David の「小農論」は農業の有機的生産なることに基礎を置いてその論理體系を構築し、農業における修正派社會主義理論として、「集中理論」の「修正」を迫つたものであつた。（註1）そして、小農の保護維持政策を主張する一九世紀末以來の David 農業理論のブルヂョア的性格は、（註2）敗戰直後のいわゆる「社會化論爭」を通じても貫かれ、「經濟民主主義理論」の扮裝の下に、小農は國家主義的な生産力向上政策の基盤として置かれ、農業部門の「組織化」の運動――流通領域における小經營の協同組合的組織化、及び農村勞働者組織の「勞働協同體」への參與――は、社會主義への「漸次的前進」のための「組織された資本主義」體制の一翼とされたのである。

このような理論の背後には「社會主義の三つの核心的思想」があつた。即ち、David によれば「社會主義の目標は、一人の人間が他の人間の狼ではなく、共同社會の創造的成員として、最高の人格的文化向上の可能性が與えられているところの、內外政治的に解放された人間性である」（註3）とされ、「この目標設定の中には三つの核心的思想が包攝されている」というのである。即ちその三つの核心的思想とは次の如きものである。

㈠勞働過程における配列と從屬が、從業者にとつて人格的隷從や品位失墜の關係であつてはならない。人間は目的のための單なる手段として濫用されてはならず、最高の道德的生存價値が保證されなければならない。

㈡經濟的收益の公正なる分配。

㈢生産收益の增進（Steigerung des Produktionsertrags）

Davidによればこれらの中、第三の命題こそ第二の命題を通じて第一の命題を實現するための前提なのである。人間勞働の收益が增進しなければ、總べての人を裕福にすることは出來ない。貧乏人に與えるために富裕者から收奪する單なる分配社會主義は、總べての文化一般の急激な凋落を結果するにすぎないであろう。それ故に、生產收益の增進が社會主義の理論と政策の本質であり、生產の增進こそ眞の社會主義のA und Oである。しかるに、從來社會民主黨は農業に對して殆んど關心を拂わなかつた。だが今や、社會民主黨はドイツ帝國の實踐的政策を決定する政黨となつたのであるから、「逞しき腕をもつて（mit tatkräftiger Hand）農業の生產課題をも掌握しなければならない」というのである。（註4）

このような立場に立つて、Davidにおいては、農業の生產力（土地生產力）を增進するに最も好ましい經營は農民的家族經營であるとされたのである。蓋し、この農民的經營形態によつて、國內土壤を集約的に利用するための最良の前提が與えられるから。（註5）そして、生產手段の調達並びに、生產物の加工及び販賣のための協同組合的結合が、廣汎な農民大衆の農業的進步を促進する强力な槓杆となる。總べての文化的な地方の農業に急速に展開し、滲透しているこの農業協同組合運動は、有機的生產の領域における社會化の道が開かれる形態を孵孵たらしめている。農業生產者協同組合は農民的經營生產者達が外部經濟を捕捉し、あらゆる部門を合目的化することによつて、耕作、施肥、種子の使用、動物の選種飼育等の內部經營の構造を合理化するように作用する。その場合、個人的な利己的原動力が弱められないで、一途に全體の利益が得られるのである。農業生產者協同組合は、大農場經營の技術的及び商業上の利益と農民的家族經營の心理的長所とを統一しているのである。農業生產者協同組合運動は部分的な結合から地理的及び專門部門的に構成された連合組織へと上進して、社團組織及び國家的組織と結びつき、全農業を貫徹する組織化に進む。同時に、ここから消費協同組合及びその諸連合から成る協同組合的組織體系への橋がかけられ、中間商人が排除されて、「一つの合理的な國民扶養組織の構築（Ausbau einer rationallen Organisation der Volksernährung）」が可能となり、そして、この「組織」のみが、高度に發達した經濟的及び社會的文化全體の die oberen Stockwerke の不動の基礎となることができるのである。集約的な土地耕作の合理的發展のための最も有利な前提を有している小農民的獨立經營者は、必要な專門教育を體得し完全なる協同組合的組織體系に組織されれば、國內土壤から他の如何なる經營形態よりもヨリ多くを生產するであろう。しかも同時に、小農民的獨立經營者は、そこで働く人間に資本主義的賃銀勞働制の一切の缺陷から解放された、最も健康的な生活關係を與えるのである。（註6）それ故に、大農業經營を農民的小經營にかえることが、「健全なる農業政策」とされなければならず、農村勞働者に耕地を與えて經濟的に獨立した小農民を創設することが、「最良の社會主義的農村勞働者政策」なのである。「新しい小經營の創設とその生產者協同組合組織は……農業集中經營の未來像と對立するものではない。實際の發展の大行進は、小農民的家族經營を貫徹せしめ、この最高の集約度の各經營をば、大きな協同組合的に組織され且國家的に促進される生產體制の中に編成して行くのである。農業の集中的經營の未來像を固執しようとする者も、かかる協同組合的に組織された小經營の道が、決して不必要な迂り道ではなくして、却つて最も近道であることを知らねばならぬ。何故ならば、實際には、それが唯一の行き得る道なのであるから」。（註7）從つて、社會民主黨は全力を擧げて植民事業を遂行し、農民經營の生產的展開（produktive Entfaltung）とその協同組合的組織があらゆる方法で促進されなければならない。そして、農村耕作者大衆と他の勞働者大衆との間には和解し難き對立ではなく、「根深く繫がとめられた利益協同體（eine tiefverankerte Interessengemeinschaft）」が存在しているのである。（註8）「不幸な戰爭によつて我が國民が陷つている經濟的苦境

と財政的困難を克服して、國民協同體内部においては民主主義と平和の保證を確立し、諸國民の會議においては同權的な尊敬される地位を獲得することは、資本主義的收奪と黄金萬能の頽廢せる諸權力に對する鬪爭において、勞働者と小農民が團結するときにのみ成功し得るのである」（註9）

以上が David「社會主義と農業」第二版の結論である。（註10）協同組合についての理論的意味及び實踐的役割に對する完全なる無理解もさることゝ乍ら、抑々ドイツ國民を「不幸な戰爭」におしやつたのは誰か。戰爭を正當化しようとしたのは他ならぬ David その人ではなかつたか。（註11）

（註1）修正派社會主義は全面的に「集中理論」を否定していることは周知の如くである。Vgl. Ed. Bernstein, Die Voraussetzungen des Sozialismus und die Aufgaben der Sozialdemokratie, Stutgart 1899.

（註2）「『小』農による賃銀勞働の使用に關する、および小農の賃銀勞働者への轉化に關する問題の全く完全なる無視におけるほどダヴィッドのブルヂョア的性質がかくも浮彫的に現れていることはない」（レーニン「全集」第十一卷二九二―二九三頁）。

（註3）David, a. a. O., Geleitwort, S. VII.

（註4）A. a. O., Geleitwort, S. VII ff

（註5）「農業の大經營はその本性から言つて、他人の勞働力を出來るだけ强度に搾取することを目的としているが、小農民は彼の土地を出來るだけ集約的に利用することを目的としている。土地利用の集約度を高めようとする傾向は農民的家族勞働の本質から出ている。限られた面積の上で勞働の機會と生存の可能性とを增大することは、農民的家族經濟の生活法則である」（David, a. a. O., S. 688）

（註6）A. a. O., S. 690. Vgl. § 66. Kinderarbeit und Bildungsfrage (S. 548 ff.)

（註7）A. a. O., S. 691. この言葉からすれば、David は農業における「集中的經營」を永久的に否定しているものとも考えられぬが、このことは彼の「有機的生產」なる「根據」と如何に調和され得るのかは全く示されていない。

社會主義的農業政策として小所有を保護しなければならぬということについて、ロシアボルシェヴィキーの農業政策の實際を例證として掲げ（S. 611 ff.）それ故に「新しい共和政體のドイツにおいては先ず第一に、その小農民の聲に注意しなければならない」（S. 694）と言つているが、ドイツの場合には人民委員（Volksbeauftragten）の性格、從つて「共和革命」の性格が問題となろう。

（註8）農民的經營が、ヨリ高き集約度に發展して行くためには（農業が集約化すればする程小經營は大經營に對してヨリ有利となるのであるから）、農業の Qualtitätsproduktion に對する國内需要の發展がなければならないが、社會民主黨の政策による賃銀勞働者大衆の所得增加は、肉、ミルク、バター、家禽、卵、高級野菜及び果物への需要の增進を意味する。このような高級農產物のための消化力ある地方市場の復活と一層の發展は、小農民經營に健全なる前進と發展の廣道を保證するだろう、と言うのである（Sehe S. 694）

（註9）A. a. O., S. 695.

（註10）"Schlußwort,, は結論と云うよりは寧ろ要約とも言うべき內容のものである。從つてこれは "Schlußwort" の全部に觸れたものではない。詳しくは Sehe a. a. O., S. 680 ff.

（註11）「ダヴィットは外交文書から、ドイツ政府は全然戰爭開始に責任なきこと、そしてツァー主義に對してドイツ民族を擁護することの必要なる所以を證明しようとした」（ベッカー著「前揭書」二〇九頁）。政府の五〇億マルクの第二回戰爭豫算に對する社會民主黨の態度決定のために開かれた一九一四年一一月二九日の社會民主黨代議士會々議の席上、ハーゼが少數派を代表して、戰爭豫算の協贊は黨の原則の破壞を意味する（蓋し、戰爭は最早侵略戰爭なることが明白となつたから）として戰爭豫算に反對したのに對して、ダヴィットは、小數派の一四名も八月四日の本會議において、既に贊成投票をなしたのだから、黨の破壞に參加したことになる、と詭辯を弄して、カール・リープクネヒトを怒らしめ、滿場を騷然たらしめたのである（猪木正道著「ドイツ共產黨史」八五頁）。

七　David 農業理論の實踐的意味

一九一四年八月四日の城內平和を契機としてユンケル軍閥の軍門に降つた社會民主黨は、戰後ドイツ國家獨占資本の復興過程においては、周知の如く、「生產政策的理論」に基礎を置いて、「組織された資本主義」＝「經濟民主主義」なる理論的扮裝の下に、その理論的代辯者として立ち現われたのであつた。David 農業理論がその一翼を擔うも

のに他ならなかつたことは既に我々の指摘したところである。

「農民的小經營の將來について幻想をおこさせるよりも危險にして殘酷なるものはないということ」を、Kautsky は（註1）既にその「農業問題」において論破している。まことに、David の「合理的な經營形態の保護奬勵」という「有效」（註2）なる、農民保護を約束するような農業政策は、小農民の中にあるプロレタリア的精神を撲滅して、農民的＝プチブル的精神を湧き立たせる。從つてそのような「政策」は David の意圖とは全く反對に、否！　彼の意圖通りに、農民を工業プロレタリアートと結びつける紐帶を切斷し、農民の反プロレタリア的要素の總べてを活動させずには置かなかつたのである。「勞農提携」なる David の「理論」は、スパルタクス團系統の勞働者との間に、幾度となく勞働戰線の分裂を煽つた社會民主黨の破廉恥ならぎり行爲を想い起せば、その歷史的意義と役割は明瞭であろう。

David「小農論」は、集約的耕作による「土地生産力」の增進を小農民の「注意深さ」と「勤勉」の中に期待し、協同組合的に組織された「健全なる農民大衆」をして、ドイツ國家獨占資本の「夥しい工業的、精神的及び藝術的文化の上部構造を運載」せしめんとしたもの（註3）であつたのである。まことに、David の農業政策＝農民保護は決して農民の貧困に對する保護ではなく、農民をその貧困に結びつける「鎖の保護（Schutz der Fesseln）」であつたのである。從つて農民は遂に David の如き社會民主黨の農業政策によつては救わるべくもなく、一九二九年の世界恐慌を契機とする「一般的危機」の深刻化と共に、再び幻想を追つてナチス政權の社會的基盤となつて行つたのであつた。

（註1）Kautsky, a. a. O., S. 317. 邦譯下一四八頁。
（註2）David, a. a. O., S. 690.
（註3）A. a. O., S. 696.「農業を社會的生産の全機構から切離して、それのみを考察してはならない」（Kautzky, a. a. O., S. 5）所以である。

――一九五二・八・二三――

資料

作業職能と人間關係（其の一）

――工場における協同關係の一分析――

關口操

一　開題

本稿は、工場に於ける協同關係を分析することによつて、作業組織における人の問題を解決するための基礎を得ようとするものである。從つて更に問題を限定して、工場の協同關係を維持するとみられているところの作業組織における各人の協力意志は、如何にして形成せられているかを明らかにしようとするものである。

これを逆にいえば、作業職能を擔當する各人の協力意志は、各人が心理的に、肉體的に、又社會生活上、如何なる諸制約を受けてその度合を表明しているかということである。このうち特に協力意志を具體的に把握し得るのは作業職能の遂行を通ずることによるものであつて、作業職能と協力意志との關係が形式的に、或は結果的に把握し得るのである。

このことは何よりも先ず勞務管理上の最大の關心事として考えられようが、我々はさしあたつて此等の問題に關わらない。むしろ我々は作業職能の遂行自體を、仕事と仕事、人と人との相互關係として理解し、各人の協力意志の形成及びそれが作業職能の遂行上に及ぼす影響について知ろうとするものである。

いうまでもなく財・給付の生産において人の勞力は結合されるのであるが、その勞力結合の場合に人は機能的にとり上げられるのが一般である。そのことは知能、健康、技能等の檢査を通じて把握される。然しながら機械・裝置等の發達によつて人のかかる機能的な側面はその範圍が限定され、加うるに勞力の組織化せられるに至つては、勞働の生産性は向上するものと信ぜられてきた。

事實、かかる場合人の機能的側面は機械・裝置によつて奉仕的、監視的機能に限定せられ、豫備作業及び最終作業において機能するものである。（註1）從つて機械のもとにおいては連續的な運動と操作が繰返され、裝置のもとにおいては特殊な判斷力が肉體的活動と並んで要求されるのである。かかる奉仕的、監視的作業においては、人の肉體的、心理的な要求を超えた勞働の强度が行われがちである。即ち生産能力の基準はこれ等機械・裝置の技術的性格を基準として測定せられ、此等に配置される人の肉體的・心理的な配慮は等閑視されがちであるからである。加うるに機械・裝置による人の勞力の單能化は質的に人の勞力の低下を招來し、實質賃銀の低下、災害・疾病率の增加を示し能率增進運動と共に又勞働者によるその反對運動が起つてきた